

三豊市空き家バンク住宅・家賃等補助金 Q&A

本補助金のご利用にあたり、ご質問が多い事項について、回答を掲載しておりますのでご確認ください。

Q1 どのような人が申請できますか。

A 下記をすべて満たす方です。

- 平成31年4月1日以降に三豊市空き家バンク物件を賃借する本人であること
- 定住の意志をもって、空き家バンク住宅へ居住する者であること
- 世帯全員に市税の滞納がないこと
- 生活保護法に規定する住宅扶助を受けていない方

Q2 対象にならないのは、どのような場合ですか。

A 下記のいずれかの項目に当てはまる場合には、対象になりません。

- 企業等の人事異動、就学等により市の区域内に定住しないことが明らかである。
- 三豊市移住促進・家賃等補助金、三豊市移住促進・新婚世帯家賃補助金の交付を受けたことがある、または、受ける予定がある。
- 三豊市空き家バンク住宅家賃等補助金を受けたことがある。
(ただし、最初に補助金を受けた空き家バンク住宅に住所を定めた月の翌月から24箇月目までは補助金の交付対象とする。)
- 三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金、三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金を受けたことがある。(賃借住宅が上記補助金を受けている場合も含まれます)
- 申請者を含む世帯員のいずれかが三豊市東京圏UJIターン移住支援事業補助金を受けたことがある。
- 入居期間が1ヶ月に満たない。

※交付決定後に、以上の項目に当てはまった場合にも交付対象外となりますのでご注意ください。

Q3 補助金の額はいくらになりますか。

A 補助金額は、家賃補助金と、初期費用補助金を合わせた額となります。

① 家賃補助金

『(家賃－住宅手当等) × 1/2 と 1万円のどちらか低い額』 × 対象となる月数

※家賃…賃貸借住宅契約に定められた賃借料から、管理費、共益費、駐車場使用料等を除いた額

※住宅手当等…住宅手当、住宅について事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する
全ての手当

※(家賃－住宅手当等) × 1/2の額に、1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※①については、転入・転居した日の属する月の翌月から起算して24か月目までに支払った家賃が対象ですが、申請年度ごとに支給します。

② 初期費用補助金

『(初期費用－住宅手当等) × 1/2 と 3万円のどちらか低い額』

※初期費用…住宅の賃貸借契約締結に関して要した初期費用の合計額

礼金、不動産取引手数料(仲介手数料)(※敷金、家賃支払保証料は含みません)

※住宅手当等…事業主が従業員に対して支給又は負担する手当

※(初期費用－住宅手当等) × 1/2の額に、1,000円未満の端数がある場合は、端数を切り捨てます。

※②については1回限りの交付となります。

Q 4 補助金の対象期間は、いつからですか。

A 補助対象になるのは、転入・転居日が属する月の翌月からです。

転入・転居の翌月に支払い義務が生じた家賃から 24 か月(2 年間) が補助金の対象期間です。

例えば、2020 年 4 月に賃貸借契約を締結し、同月に転入した方は、「2020 年 5 月支払分から 2022 年 4 月支払分まで」が対象となります。

申請した年度においては、転入日の属する月の次の月までさかのぼって算定できます (①を参照) が、年度を越えてはさかのぼって算定できません (②を参照)

2020 年 4 月に賃貸借契約し、転入・転居

①2020年度(2020年5月)に申請した場合

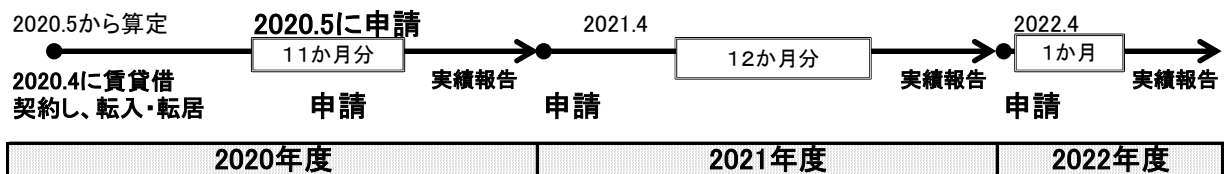
…2020年5月支払い分から対象

2020年度 11か月分

2021年度 12か月分

2022年度 1か月分

合計24か月分



②2021年度(2021年8月)に申請した場合

…2021年4月支払い分から対象

2021年度 12か月分

2022年度 1か月分

合計13か月分



Q 5 申請は 1 回で済みますか？ 補助金はいつ受け取れますか。

A 年度ごとに申請が必要です。申請した年度末 (申請年度の 3/31 まで) に実績報告をし、該当月数分の補助金をまとめて支払います。また初年度は、初期費用補助金と併せて支払います。毎年度、予算の範囲内での補助金の交付となります。

【交付までの流れ】

- ① 年度ごとの申請 (申請時及び年度始め (4 月中)) → ② 交付決定 →
- ② 年度ごとの実績報告 (3/31 までに) → ④ 交付額確定 →
- ⑤ 交付請求 → ⑥ 指定口座へ入金

申請年度ごとに、この流れの繰り返しです。

Q 6 申請の添付書類が用意できないのですが、申込み予約はできますか。申請期限はありますか。

A 添付書類がすべて揃っていないと受付できません。また、申込み予約はできません。

申請期限は対象期間の年度末までです。補助金の対象となる期間は、転居・転入日によって算出されます。転居・転入日の属する月の翌月 (起算月) と同じ年度内の申請であれば、起算月までさかのぼることができます。

Q 7 申請にはどのような書類が必要ですか。

A 申請時には、下記の書類をご提出ください。

① 空き家バンク住宅・家賃等補助金交付申請書（様式第1号）

記入例を参考に記入、押印のうえご提出ください。

② 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載されたもの）

※本庁市民課または各支所の窓口で住民票の写しの交付申請をしてください。

③ 住宅の賃貸借契約書の写し

④ 住宅の賃貸借契約に関して要した初期費用の額及びその内容が確認できる書類の写し

⑤ 債権者登録申出書（市指定の様式）

補助金を入金する口座を登録するための書類です。記入、押印のうえご提出ください。

※ただし、④⑤については、次年度（2年目）以降は必要ありません。

Q 8 県外から空き家バンク住宅の賃貸物件へ転入した場合、家賃補助はうけられますか。

A 県外で3年以上居住した後、三豊市の賃貸借物件を新たに契約して居住する方は、「移住促進・家賃等補助金」の交付を受けることができます。

「空き家バンク住宅・家賃等補助金」と「移住促進・家賃等補助金」の両方を受けることはできませんので、どちらかのみ申請してください。

「移住促進・家賃等補助金」の対象とならない方（県外での居住が3年未満の方、市外からの転入の方、市内転居等）で、「空き家バンク住宅・家賃等補助金」の要件に該当する方は、空き家バンク住宅・家賃等補助金の交付申請をしてください。

Q 9 新婚世帯で、市外から空き家バンク住宅の賃貸物件へ転入した場合、家賃補助はうけられますか。

A 婚姻後1年以内であり、夫婦ともに申請日において40歳未満で、市外で1年以上居住した後、三豊市の賃貸借物件を新たに契約して居住する方は、「移住促進・新婚世帯家賃補助金」の交付を受けることができます。

「空き家バンク住宅・家賃等補助金」と「移住促進・新婚世帯家賃補助金」の両方を受けることはできませんので、どちらかのみ申請してください。

「移住促進・新婚世帯家賃補助金」の対象とならない方（婚姻後1年以上、市内転居、40歳以上の方等）で、「空き家バンク住宅・家賃等補助金」の要件に該当する方は、空き家バンク住宅・家賃等補助金の交付申請をしてください。

Q 10 申請後に家賃の変更があった場合や空き家バンク以外の物件へ転居した場合、変更は可能ですか。

A 交付決定後に家賃額の変更があった場合は、変更がわかった時点で変更等申請の手続きが必要になります。「補助金変更等申請書」に変更内容が確認できるような書類（契約書など）を添付して提出してください。

空き家バンク以外の物件へ転居した場合や、市外へ転出した場合も、すみやかに「変更等申請書」を提出してください。その場合、転居・転出した日の属する月分の支払いが確認できれば、転居・転出月までが補助となります。

また、転居によって「三豊市若者定住促進・地域経済活性化事業補助金」や「三豊市空き家バンクリフォーム・地域経済活性化事業補助金」を受ける予定がある場合は、必ず事前に市へご相談ください。

Q 1 1 別の空き家バンク住宅へ転居した場合はどうなりますか。

A 補助金を受けた空き家バンク住宅から、別の三豊市空き家バンク住宅へ転居する場合、最初に補助金を受けた空き家バンク住宅に住所を定めた月の翌月から 24 箇月目までは別の空き家バンク住宅についても補助金の交付対象となります。

別の空き家バンク住宅へ転居とする場合には、すみやかに「変更等申請書」ご提出ください。

Q 1 2 実績報告はいつ行えばよいですか。また、どのような書類が必要ですか。

A 申請年度（3月31日まで）に実績報告してください。下記の書類を併せてご提出ください。

① 空き家バンク住宅・家賃等補助金実績報告書（様式第5号）

記入例を参考に記入、押印のうえご提出ください。

② 家賃及び初期費用の支払いが完了したことを証明する書類の写し（初期費用は初年度のみ）

領収書または通帳のコピーなど、支払いが確認できるもののコピー

③ 市税に滞納がないことの証明（高校生以下を除く世帯全員分）

※申請日の1ヶ月以内に発行されたもの

本市市税に滞納が無いか確認するため必要となります。本庁税務課または各支所の窓口で納税証明書（滞納がないことの証明書）の交付申請をしてください。

④ 住宅手当等支給証明書（様式第6号）

住宅手当等がない場合でも、勤務先からの支給証明書が必要になります。

お勤めの方は全員対象ですので、勤務先で証明してもらってください。

お勤めでない方は必要ありません。

Q 1 3 補助金の額はどのような計算になりますか。

A 例1) 2020年4月20日に賃貸借契約締結、
2020年5月1日転入、2020年6月10日申請
家賃 50,000円 住宅手当 10,000円
礼金1ヶ月分、仲介手数料1ヶ月分 の場合

※3回申請が必要です。

2020年度申請額 (50,000円-10,000円) × 1 / 2 > 10,000円

10,000円 × 10 か月 = 100,000円…①

50,000円 × 2ヶ月 × 1 / 2 > 30,000円…②

合計 (①+②) 130,000円

2021年度申請額 10,000円 × 12 か月 = 120,000円

2022年度申請額 10,000円 × 2 か月 = 20,000円

総計 270,000円

例2) 2020年3月1日に賃貸借契約締結、
2020年3月5日 転入、2020年4月10日申請
家賃 40,000円 住宅手当 10,000円
礼金1ヶ月分、仲介手数料1ヶ月分 の場合

※2回申請が必要です。

2020 年度申請額 $(40,000-10,000) \times 1/2 > 10,000$ 円
 $10,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = \underline{120,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{1}}$
 $40,000 \times 2 \text{ か月} \times 1/2 > 30,000$ 円
 $\underline{30,000 \text{ 円} \cdots \textcircled{2}}$
 合計 (①+②) 150,000 円

2021 年度申請額 $10,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = \underline{120,000 \text{ 円}}$

総計 270,000 円

例3) 2019年12月1日に賃貸借契約締結、
 2019年12月1日 転入、2020年5月10日申請
 家賃 40,000円 住宅手当 10,000円
 礼金1ヶ月分、仲介手数料1ヶ月分 の場合

※2回申請が必要です。

2020 年度申請額 $(40,000-10,000) \times 1/2 > 10,000$ 円
 $10,000 \text{ 円} \times 12 \text{ か月} = \underline{120,000 \text{ 円}}$
 $40,000 \times 2 \text{ か月} \times 1/2 > 30,000$ 円
 $\underline{30,000 \text{ 円}}$
 合計 (①+②) 150,000 円

2021 年度申請額 $10,000 \text{ 円} \times 9 \text{ か月} = \underline{90,000 \text{ 円}}$

総計 240,000 円

※2019年度分(3ヶ月分)は補助金を受けることができません。

Q14 申請手続きは、どこでできますか。

A 三豊市役所政策部地域戦略課が担当窓口です。申請書類や要件についてお問合せください。

三豊市 政策部 地域戦略課 (電話) 0875-73-3011

(メール) chiiki@city.mitoyo.lg.jp